

前橋市内バス運行案内デジタルサイネージ導入業務委託事業者選定 審査要領

1 趣旨・目的

前橋市内バス運行案内デジタルサイネージ導入業務を実施するに当たり、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定するため、次のとおり、審査に関する諸事項を定める。

2 審査方法

審査は、書類審査及び実演審査（デモンストレーションおよびプレゼンテーション）の双方で行う。

(1) 書類審査

① 提出書類の内容を審査し、別紙採点票により、各審査委員が点数を記載するものとする。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

① 応募者からのプレゼンテーション又は応募者に対するヒアリングを実施するものとする。

② 別紙採点票により、各審査委員が点数を記載するものとする。

③ 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約候補者（優先交渉者）として選定する。なお、最高点が複数者の場合も、審査委員の合議により、委託事業者一者を選定する。

④ 契約候補者となることのできる最低基準を60点とし、それ以上の点数を得た提案者から契約候補者を選定するものとする。総合得点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

⑤ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準の60点以上の点数が得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

3 審査項目

(1) 書類審査

(2) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

4 審査表について

別紙のとおり